

## 徳島県母子家庭等就業・自立支援センター就業支援講習会

### 介護職員初任者研修（通信研修）実施要領（学則）

#### 1 開講の目的

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の就業を支援し、自立と生活の安定を図るため、就業に役立つ知識技能・資格を習得するための就業支援講習会の講習科目に、介護職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的とする「介護職員初任者研修」を加え母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦の就業支援に資する。

#### 2 研修事業の名称

介護職員初任者研修（通信教育）

#### 3 実施場所

講義・演習 87.0時間

・徳島県立総合福祉センター

徳島市中昭和町1丁目2番地 TEL 088-654-7418・7414

・徳島県介護実習・普及センター

徳島市国府町東高輪字天満356番地1 TEL 088-642-5113

通信添削（40.5時間）

実習 6時間

社会福祉法人健祥会 健祥会プレゼンテーション（健祥会グループ施設内）

徳島市国府町東高輪字天満356番地1 TEL 088-642-5113

#### 4 研修機関

社会福祉法人健祥会 健祥会プレゼンテーション（徳島市国府町東高輪字天満356番地1）と提携し、

3実施場所 のとおり実施する。

#### 5 研修カリキュラム

別紙1のとおり

#### 6 講師氏名

別紙2のとおり

#### 7 研修修了の認定方法

- (1) 講義は、項目ごとに課題テストを行い、各科目とも60点以上であること、また提出されたレポートのすべての科目が60点以上であることとする。60点に満たない場合は、再提出する。講義の欠席者は補講を受けるものとする。
- (2) 演習は、点呼により出席を確認し、課題テストを行い、各科目とも60点以上であることとする。60点に満たない場合は、講師による指導を行い、欠席者は補講を受けるものとする。
- (3) 実習は、受講生が決められた実習先で介護実習を行い、実習評価表の総合評価が「C」評価以上であることとする。
- (4) 修了試験を行い60点以上であることとする。また60点に満たない場合は、再試験を行う。
- (5) 上記により研修の修了を認定した者に対して、修了証明書等を交付する。

## 8 補講の取扱い

補講の必要のある受講生については、補講の必要のある科目については別途補講日を設定する。この場合受講生は、講義・演習補講料：1回5,000円を支払うものとする。

## 9 開講時期

令和7年6月21日（土）～令和7年10月25日（土）

## 10 受講資格

徳島県内に在住する母子家庭の母、父子家庭の父（配偶者の暴力により、子と一緒に家出をしている等、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）又は寡婦であって、就業と自立意欲のある者。

受講定員に満たない場合は、ひとり親家庭の子どもも受講できる場合があります。

## 11 受講手続（募集要領等）

受講希望者は、別に定める「徳島県母子家庭等就業・自立支援センター就業支援講習会募集要綱」の申込締切日までに、所定の申込書に必要事項を記入し、本人確認ができる書類（健康保険証・運転免許証等）を持参の上、本人が問合せ・申込み先へ申し込むものとする。なお、申込者が多数の場合は、講習会の趣旨を考慮して受講者を決定する。

（1）受講定員10名以内とする。

（2）受講科目の免除

看護師等の資格を有する者については、介護職員初任者研修の全科目の受講を免除することができる。

（3）受講の取消し

講習会開講中に、担当者、講師及び施設職員の指示に従わない場合、又は他の受講生及び施設に迷惑がかかると判断された場合には、受講を取り消すものとする。

## 12 受講料、実習費等

受講料、実習費は、無料とし、テキスト等に要する費用5,500円は、受講者負担とする。

## 13 問合せ・申込み先

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター2階  
公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会 THL 088-654-7418・7414